

4 (1) 国、社会の動向について

分野	国、社会の動向	第 5 次計画策定にあたっての視点	頁
教育 行政	①教育基本法の公布・施行（文部科学省、H18.12）	未来を切り拓く教育	2
	②第 4 期教育振興基本計画（閣議決定、R5.6）	ウェルビーイングの向上	4
学校 教育	③新学習指導要領の全面施行（小学校：R2～、中学校：R3～）	社会に開かれた教育課程	5
	④「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中央教育審議会答申、R3.1）	主体的対話的で深い学び 個別最適な学び 協働的な学び	6
	⑤OECD 教育 2030 の公表（OECD、H30.2）	生き延びる力	7
	⑥『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（中央教育審議会答申、R4.12）	教師に求められる資質能力の再整理	8
	⑦「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（中央教育審議会特別部会 審議のまとめ、R6.5）	学校の望ましい教育環境や指導体制の構築 保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力・連携	9
	⑧生徒指導提要（文部科学省、R4.12）	「成長を促す」積極的な生徒指導	10
	⑨学校教育情報化推進計画（文部科学省、R4.12）	ICT の持つ特性の最大限の活用	11
	⑩第 3 次学校安全の推進に関する計画（閣議決定、R4.3）	家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	12
教育 環境	⑪学校施設整備指針（文部科学省、R4.6）	これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方	13
	⑫こども大綱（閣議決定、R5.12）	質の高い公教育、いじめ防止	14
	⑬子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定、R1.11）	学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け	15
	⑭外国人児童生徒等の教育の充実について（有識者会議報告、R2.3）	外国人児童生徒等の指導体制の確保・充実	16
社会 教育	⑮第五次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（閣議決定、R5.3）	不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保	17
	⑯第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（R4.8）	地域と学校の連携・協働の推進	18
	⑰イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会 報告書（経済産業省、R6.7）	社会に開かれた学びの実装	19
他 事例	⑱近隣自治体の教育振興基本計画	豊田市の特色ある教育	20
	⑲他自治体の教育大綱	豊田市の特色ある教育	22

① 教育基本法の公布・施行（文部科学省、H18.12）

概 要	我が国の教育や教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を明らかにすること、未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図ることを目的として制定された法律で、教育関係諸法令制定の根拠となる教育の基本を確立する重要な法律である。平成 18 年に、新しい時代の教育理念を明示し、社会全体で教育改革を進めるため、約 60 年ぶりに改正された。
具体的な 内 容	（教育の目的） 第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 （教育の目標） 第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと （生涯学習の理念） 第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。 （教育の機会均等） 第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。 （義務教育） 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会に

	において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。 （学校教育） 第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
ポイント	・ 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間 ・ 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民 ・ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人

② 第4期教育振興基本計画（閣議決定、R5.6）

概 要	平成 18 年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。今後 5 年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めている。
具体的な 内 容	<u>総括的な基本方針・コンセプト</u> ○2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ○日本社会に根差したウェルビーイングの向上 ・自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる <u>5 つの基本的な方針</u> ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 <u>今後 5 年間の教育政策の目標</u> 目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 目標 2 豊かな心の育成 目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 目標 4 グローバル社会における人材育成 目標 5 イノベーションを担う人材育成 目標 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 目標 8 生涯学び、活躍できる環境整備 目標 9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 目標 10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 目標 11 教育 DX の推進・デジタル人材の育成 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 目標 13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 目標 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 目標 16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ
ポイント	・個人及び社会のウェルビーイングの概念の追加

③ 新学習指導要領の全面施行（小学校：R2～、中学校：R3～）

概 要	全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ 10 年に 1 度、改訂。教科書や時間割は、これを基に作成。								
具体的な 内 容	<u>概要</u> ・グローバル化や人工知能・AI などの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代において、子供たちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められる。学校での学びを通じ、子供たちがそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領が改訂され、2020 年度より小学校から順に実施。小学校中学年から「外国語教育」を導入、小学校における「プログラミング教育」を必修化するなど社会の変化を見据えた新たな学びへと進化した。 <u>学習指導要領のポイント</u> ・社会に開かれた教育課程 ・育成を目指す資質能力の明確化 - 実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」 - 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力など」 - 学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間力など」 ・カリキュラム・マネジメント ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 <u>新たにに取り組むこと、これからも重視すること</u> ・プログラミング教育 ・外国語教育 ・道徳教育 ・言語能力の育成 ・理数教育 ・伝統や文化に関する教育 ・主権者教育 ・消費者教育 ほか、体験活動、キャリア教育、企業に関する教育、金融、防災・安全教育、国土に関する教育								
ポイント	・教育内容の主な改善事項は次の通り <table border="0"> <tr> <td>言語能力の確実な育成</td><td>外国語教育の充実</td></tr> <tr> <td>理数教育の充実</td><td>情報活用能力（プログラミング教育を含む）</td></tr> <tr> <td>伝統や文化に関する教育の充実</td><td>現代的諸課題への対応</td></tr> <tr> <td>体験活動の充実</td><td></td></tr> </table>	言語能力の確実な育成	外国語教育の充実	理数教育の充実	情報活用能力（プログラミング教育を含む）	伝統や文化に関する教育の充実	現代的諸課題への対応	体験活動の充実	
言語能力の確実な育成	外国語教育の充実								
理数教育の充実	情報活用能力（プログラミング教育を含む）								
伝統や文化に関する教育の充実	現代的諸課題への対応								
体験活動の充実									

④「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中央教育審議会答申、R3.1）

概 要	社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」、新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」を迎える中、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現するため、2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿を示すとともに、その構築に向けた今後の方向性等を示している。
具体的な 内 容	<u>急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力</u> ・社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来 ・新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」 ↓新学習指導要領の着実な実施・ICT の活用 ・一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要 <u>従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現</u> ・全ての子どもたちの知・徳・体を一体的に育むため、日本型学校教育が果たしてきた ①学習機会と学力の保障 ②社会の形成者としての全人的発達・成長の保障 ③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的・精神的な健康の保障 ・教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承 ・学校における働き方改革の推進 ・GIGA スクール構想の実現 ・新学習指導要領の着実な実施 <u>2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育の姿</u> ・個別的最適な学び、協働的な学び ・それぞれの学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現 <u>各論（関係分）</u> ・9 年間を見通した新時代の義務教育の在り方について ・新時代の特別支援教育の在り方について ・増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について ・遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について ・新時代の学びを支える環境整備について ・人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について ・Society5.0 時代における教師及び教職員組織の在り方について
ポイント	・主体的対話的で深い学び ・個別最適な学び ・協働的な学び

⑤ OECD 教育 2030 の公表 (OECD、H30.2)

概 要	OECD は平成 30 年 2 月 16 日に、「OECD LearningFramework2030」(2030 年に向けた学習枠組み)を公表。教育制度の将来に向けたビジョンとそれを支える原則を示すもの。 この学習枠組みは、OECD が各国に対して処方箋を示すものではなく、あくまでも方向性を示すものであるとされる。
具体的な 内 容	<u>生き延びる力</u> ・新しい価値を創造する力 (Creating new value) ～新しい製品やサービス、新しい社会モデルを他者と協力して産み出す力。適応性、創造性、好奇心、他者をオープンに受け入れる心 ・緊張とジレンマの調整力 (Reconciling tensions and dilemmas) ～平等と自由、自立性と地域利益、変革と継続性など様々な競合する需要間のバランスをとる力 ・責任をとる力 (Taking responsibility) ～自らの行動の将来の結末を考慮する力、自分の仕事の成果について責任をもって説明できる力、自ら評価できる力。自己効力感、責任感、問題解決能力、適応能力など <u>21 世紀型スキル= 次の 4 領域 10 スキル</u> ・思考法 (Ways of Thinking) ①創造力とイノベーション ②批判的思考、問題解決、意思決定 ③学びの学習、メタ認知 (認知プロセスに関する知識) ・仕事の方法 (Ways of Working) ④情報リテラシー ⑤情報通信技術に関するリテラシー (ICTリテラシー) ・仕事のツール (Tools for Working) ⑥コミュニケーション ⑦コラボレーション (チームワーク) ・社会生活 (Skills for Living in the World) ⑧地域と国際社会での市民性 ⑨人生とキャリア設計 ⑩個人と社会における責任 (文化的差異の認識および受容能力含) <u>キー・コンピテンシー</u> ・言語、シンボル、テキストを活用する能力 ・知識や情報を活用する能力 ・テクノロジーを活用する能力 ・他人と円滑に人間関係を構築する能力 ・利害の対立を御し、解決する能力 ・大局的に行動する能力 ・人生設計や個人の計画を作り実行する能力 ・権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力
ポイント	・新しい価値を創造する力 ・緊張とジレンマの調整力 ・責任をとる力

⑥『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（中央教育審議会答申、R4.12）

概 要	「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修の在り方の全体像を、既に示した「審議まとめ」の内容も含め一体として示すものであり、令和３年答申と軌を一にするもの。
具体的な 内 容	<u>今後の改革の方向性</u> ①「新たな教師の学びの姿」の実現 ・子供たちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現 ・教職大学院のみならず、養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおいて、「理論と実践の往還」を実現 ②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成 ・学校組織のレジリエンスを高めるために、教職員集団の多様性が必要 ・教師一人一人の専門性を高めるとともに、民間企業等の勤務経験のある教師などを取り込むことで、教職員集団の多様性を一層向上させる ・学校管理職のリーダーシップの下、心理的安全性の確保、教職員の多様性を配慮したマネジメントを実施 ③教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保 ・多様な教職志望者へ対応するため、教職課程の柔軟性を高めることが必要。 ・産休・育休取得者の増加、定年延長など、教師のライフサイクルの変化も見越し、採用や配置等における工夫が必要 <u>「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力</u> ・教職に必要な素養 ・学習指導 ・生徒指導 ・特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ・ICT や情報・教育データの利活用 <u>教師を支える環境整備</u> ・喫緊の教育課題（ICT 及びデータの利活用、特別な配慮や支援を要する子供への対応、外国語教育、幼児教育、わいせつ事案対応等）については、成果確認も併せた研修コンテンツを充実することが必要 ・新たな学びに向かうための「手段」として研修履歴を活用することが重要
ポイント	・教師自身の学び（研修観）を転換 ・教師に求められる資質能力の再整理 ・学びの振り返りを支援する仕組みの構築

⑦「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（中央教育審議会特別部会 審議のまとめ、R6.5）

概 要	教師を取り巻く環境整備に関する基本的な考え方について、「審議のまとめ」を取りまとめたもの。「全ての子供たちへのより良い教育の実現」に向けて、教師の勤務状況を改善し、教師が、健康な状態で、学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと子供たちへの教育に邁進できるよう、教職の魅力を向上し、教師を取り巻く環境を整備するための具体策を提言したもの。
具体的な 内 容	<u>学校における働き方改革の更なる加速化</u> ・教育委員会や学校における取組状況の差がみられるという課題も残っており、全ての教育委員会が総合的に取り組む段階から、解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき ・学校教育の質の向上のために、教師が教師でなければならないことに集中できるようにすることが重要 ・在校等時間の目標の目安としては、まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教師をゼロにするということを最優先で目指すべきである ・学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進のためには、保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力・連携も不可欠 <u>学校の指導・運営体制の充実</u> ・高学年やその先の中学校との円滑な接続の観点からも、専門性のある教師が専科指導を行うことを通して、子供たちへの教育の質の向上を図っていく必要がある ・若手教師が、学校現場における学び合い等を通じて円滑に教師としての資質・能力を向上させ、学びに関する高度専門職として成長していくことができるよう、組織としてしっかりと支援していく必要がある ・全中学校に不登校生徒への支援等に対応する生徒指導担当教師を配置するなど、児童生徒の支援に向けた定数改善を図る必要がある ・35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく必要がある <u>教師の処遇改善</u> ・教師の時間外在校等時間の縮減を目指すことが必要である。 ・本給相当として支給される教職調整額の率については、現在の 4%を少なくとも 10%以上とすることが必要
ポイント	・教師が教師でなければならないことに集中できるようにする ・保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力・連携 ・若手教師への組織としてのしっかりとした支援

⑧ 生徒指導提要（文部科学省、R4.12）

概要	小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成
具体的な内容	<u>基本的な生徒指導の基本的な進め方</u> ・ 生徒指導の実践上の視点 自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成 ・ 生徒指導の構造（重層的支援構造） 発達支持的生徒指導（特定の課題を想定せず、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等を育成する） 課題予防的生徒指導（特定の課題を想定しつつ（いじめや自殺予防、非行等）、未然防止教育や早期発見・対応に資する取組を実施する） 困難課題対応的生徒指導（学校内では対応が困難な課題について、校外の専門家や関係機関等とも連携しながら対応する） ・ 生徒指導の方法 児童生徒理解、集団指導と個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援による組織的対応 ・ 生徒指導の基盤 教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメント、家庭や地域の参画 <u>個別課題</u> ・ いじめ、暴力行為、少年非行、児童虐待、自殺、中途退学、不登校、インターネット・携帯電話に関わる問題、性に関する課題、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導（障害、健康問題、家庭的背景等）
ポイント	改訂の視点 ・ 目前の問題に対応する課題解決的な指導だけでなく児童生徒の発達を支え、「成長を促す」積極的な生徒指導を充実させる ・ SC、SSW を含めた学校組織全体で生徒指導の充実を図るとともに、校外の関係機関等と連携・協働し、ネットワーク型支援チームによる組織的な対応を展開 ・ いじめ、不登校、児童虐待、自殺、不登校、校則、性的マイノリティなど新たな法令や通知の内容を反映

⑨ 学校教育情報化推進計画（文部科学省、R4.12）

概 要	「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す文部科学大臣が策定した計画。計画期間は今後 5 年間
具体的な 内 容	<u>基本的な方針と施策（関係分を要約・抽出）</u> ①ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成 ・ ICT の効果的な利活用の推進 ・ 情報活用能力の育成 ・ 健康面への配慮 ・ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実 ・ 障害のある児童生徒の教育環境の整備 ・ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 ・ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実 ②教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保 ・ 学校の教職員の資質の向上 ・ 人材の確保等 ③ICT を活用するための環境の整備 ・ 学校における ICT の活用のための環境の整備 ・ 教育データの利活用、教育 DX の推進 ・ デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し ・ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等 ・ 著作権の理解 ④ICT 推進体制の整備と校務の改善 ・ 学習の継続的な支援等のための体制の整備 ・ 情報化による校務効率化 <u>市町村の役割</u> ・ 小中学校等の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う
ポイント	・ 特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供、中山間地域や離島等の児童生徒への多様な学びの機会の提供等に、ICT の持つ特性を最大限活用 ・ 全ての教師が参加できるような研修の充実 ・ 学校現場を支える体制の構築（組織的な支援体制の強化）

⑩ 第3次学校安全の推進に関する計画（閣議決定、R4.3）

概 要	「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（R4.中央教育審議会答申）」を踏まえ、学校保健安全法に基づき、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための国が策定した計画。計画期間は令和4年度～8年度
具体的な 内 容	施策の基本的な方向性 ・学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める ・地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する ・全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する ・事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する ・学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成） 推進方策（関係分を要約・抽出） ①学校安全に関する組織的取組の推進 ・セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、計画を見直すサイクルの確立 ・地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成 ②家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 ・コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みの活用 ・通学時の安全確保、通学路交通安全プログラムに基づく連携した取組の強化 ・SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進 ③学校における安全に関する教育の充実 ・児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実 ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実 ・ネット上の有害情報対策、性犯罪・性暴力対策（いのちの安全教育）など ④学校における安全管理の取組の充実 ・学校における安全点検に関する手法の改善、学校設置者による点検・対策の強化 ・学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進 ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用 ⑤学校安全の推進方策に関する横断的な事項等 ・学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進 ・学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
ポイント	・全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること ・地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点も踏まえた安全対策を推進 ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施

⑪ 学校施設整備指針（文部科学省、R4.6）

概 要	文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、学校施設の計画・設計におけるガイドラインである「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定しており、各学校設置者に対して、本指針に十分配慮するよう求めている。 学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示している。 指針は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校別に作成している。
具体的な 内 容	<u>学校施設整備の基本的方針</u> ・ 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備 ・ 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保 ・ 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備 <u>学校施設整備の課題への対応</u> ①子供たちの主体的な活動を支援する施設整備 ・ 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設 ・ ICT 環境の充実 ・ 理科教育の充実のための施設 ・ 国際理解の推進のための施設 ・ 総合的な学習の推進のための施設 ・ 特別支援教育の推進のための施設 ・ 義務教育学校等における施設 ②安全でゆとりと潤いのある施設整備 ・ 生活の場としての施設 ・ 健康に配慮した施設 ・ 地震、津波等の災害に対する安全性の確保 ・ 安全・防犯への対応 ・ 施設のバリアフリー対応 ・ 環境との共生 ・ カウンセリングの充実のための施設 ③地域と連携した施設整備. ・ 学校・家庭・地域の連携・協働 ・ 学校開放のための施設環境 ・ 複合化への対応
ポイント	令和 4 年 6 月に、以下の観点を踏まえ改訂 ・ 1 人 1 台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方 ・ 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場所や、一人一人の教育的ニーズに応える多様な学びの場にふさわしい環境づくりを目指した、これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方

⑫ こども大綱（閣議決定、R5.12）

概 要	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進
具体的な 内 容	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ・全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。 こども施策に関する基本的な方針 ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する ライフステージ別の重要事項（学童期・思春期） 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。 ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
ポイント	・こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく視点 ・こどもの貧困、こども・若者施策も含めて一体的に検討 ・ライフステージ別の学童期に、質の高い公教育、いじめ防止などを記載

⑬ 子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定、R1.11）

概 要	貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、大綱を策定
具体的な 内 容	<u>分野横断的な基本方針</u> ・ 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す ・ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する ・ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する ・ 地方公共団体による取組の充実を図る <u>指標の改善に向けた重点施策</u> ①教育の支援 ・ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとして学校指導・運営体制の構築 ・ 高等学校等における修学継続のための支援、大学等進学に対する教育機会の提供 ・ 特に配慮を要する子供への支援 ・ 教育費負担の軽減 ・ 地域における学習支援 等 ②生活の安定に資するための支援 ・ 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・ 保護者の生活支援 ・ 子供の生活支援、子供の就労支援 等 ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 ・ 職業生活の安定と向上のための支援 ・ ひとり親に対する就労支援 ・ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ④経済的支援 ・ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ・ 養育費の確保の推進 ・ 教育費負担の軽減
ポイント	・ 教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援、経済的支援 ・ 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

⑭ 外国人児童生徒等の教育の充実について（有識者会議報告、R2.3）

概 要	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月）、中央教育審議会に対する諮問（平成 31 年 4 月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。有識者会議において議論を整理し、国、地方公共団体、学校、関係機関等において取り組むべき施策の方向性について提言
具体的な 内 容	基本的な考え方 ・外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする（すべての外国人の子供が就学することを目標に） ・就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要 ・学齢期から様々なルーツを有する子供達がともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む <u>分野ごとの主な施策（関係分を抽出）</u> ①指導体制の確保・充実 ・国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT 活用等）の一層の活用促進 ・散在地域の指導体制構築 ・「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用 ・ICT 教材の活用、遠隔授業の実施等を推進 ②日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善 ・教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付け ③就学状況の把握、就学の促進 ・外国人の子供の就学促進 ・地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成 ④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実 ・国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進 ⑤異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援 ・母語・母文化を尊重した取組の推進 ・プレスクール等の取組の更なる推進
ポイント	・すべての外国人のこどもの就学 ・日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供 ・指導体制の確保・充実

⑮ 第五次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（閣議決定、R5.3）

概要	子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいた施策の基本的方針と具体的な方策を示した計画。 市町村は、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な環境及び体制を整備するとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を進めていく。計画期間は令和５年度～９年度
具体的な内容	<u>基本的方針</u> ・ 不読率の低減 ・ 多様な子どもたちの読書機会の確保 ・ デジタル社会に対応した読書環境の整備 ・ 子どもの視点に立った読書活動の推進 <u>子どもの読書活動の推進体制等（市町村の取組等）</u> ・ 市町村は、子どもの読書活動を推進するためには、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備を図るよう努める <u>子どもの読書活動の推進方策</u> （共通事項） ・ 連携・協力 ・ 人材育成 ・ 普及啓発 ・ 発達段階に応じた取組 ・ 子どもの読書への関心を高める取組 （図書館の役割） ・ 乳幼児と保護者に対するサービス ・ 児童・青少年と保護者に対するサービス ・ 障害児と保護者に対するサービス ・ 日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス ・ 図書館への来館が困難な子ども・保護者に対するサービス ・ ボランティア活動等の促進 ・ 多様な学習機会の提供 ・ 運営状況に関する評価
ポイント	・ 不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会への対応、子どもの意見聴取の機会確保 ・ 普及啓発について、具体的な取組等を例示 （読み聞かせ、お話、ブックトーク、読書会、味見読書、読書の記録 等）

⑯ 第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (R4.8)

概 要	社会の変化に対応し、「命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現」を目指し、社会的包摂を実現するための生涯学習・社会教育の在り方等について、整理・とりまとめ。副題は、「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて」
具体的な 内 容	<u>生涯学習・社会教育が果たしうる役割</u> ・生涯学習：職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの ・社会教育：学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの <u>人生 100 年時代・VUCA の時代</u> ・ウェルビーイングの実現 ・デジタル社会に対応 ・社会的包摂の実現 ・地域コミュニティの基盤 <u>今後の生涯学習・社会教育の振興方策</u> ・公民館等の社会教育施設の機能強化 ・社会教育人材の養成、活躍機会の拡充 ・地域と学校の連携・協働の推進 ・リカレント教育の推進 ・多様な障害に対応した生涯学習の推進 <u>国・地方公共団体の役割</u> ・国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進 ・地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局や NPO 等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）
ポイント	・生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育 ・「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定 ・貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性などのニーズに対応 ・住民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

⑰ イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会 報告書（経済産業省、R6.7）

概要	デジタル化・グローバル化等により変化が一層激しくなっている現代において、未来を切り開くことのできる多様な人材の育成が重要。 経済産業省では、今年 1 月 12 日から「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」を立ち上げ、学校と企業等の連携・協働による資源（ヒト・モノ・カネ）の循環を促進するための方策を検討。報告書では、連携・協働の課題を整理した上で、課題解決に向けて取り組む先進事例を取りまとめ、全国に広げるために必要な取組について提言。
具体的な内容	<u>1. 学びを取り巻く環境変化と目指す姿</u> ・日本の学力は世界トップレベルである一方、子どもたちの主体性の低さ等が指摘されてきた ・社会環境が大きく変化する今、主体的に動き、イノベーションを起こすことのできる多様な人材が必要であるとされている ・政府も、デジタル化の進展とともに、多様な人材の育成を後押ししてきたが、よりその動きを加速させるためにも、「共助」を通じて、多様な学びの選択肢が用意された環境の整備が急務 <u>2. 社会に開かれた学びの実装に向けた課題</u> ・自治体・教育委員会・学校側と、教育への支援に関心のある企業・団体・個人側で、それぞれ社会に開かれた学びの実装を阻む課題が存在する ・社会に開かれた学びの実装を促すためにも、第 2 章ではステークホルダーごとに抱える課題を整理 <u>3. 社会に開かれた学びの実装（社会のリソース活用）に向けた様々な試み</u> ・第 2 章で取り上げた課題を解決するため、各地域では、自治体や企業・団体のおかれた状況や規模によって事情は異なるものの、様々な挑戦が行われている ・第 3 章では、大きく、自治体・教育委員会・学校を中心とした取組と、教育への支援に関心のある企業・団体、また個人を中心とした取組を取り上げ <u>4. 共助の拡大と学びの多様化に向けて</u> ・第 3 章で紹介した実践の積み重ねを基礎に、第 4 章では「共助」の取組を拡大させるため、これから産官学が連携して取り組むべきことを整理 <u>5. おわりに</u> ・この報告書を契機として全国で様々な挑戦が行われ、あらゆるステークホルダーが当事者として我が国の学びのアップデートに関わる「共助」による学びの転換が全国に広がることを期待
ポイント	・主体的に動き、イノベーションを起こすことのできる多様な人材 ・「共助」を通じた、多様な学びの選択肢が用意された環境の整備 ・産官学が連携による「共助」の取組の拡大

⑱ 近隣自治体の教育振興基本計画

愛知県	あいちの教育ビジョン 2025 -第四次愛知県教育振興基本計画- (R3～R8) <u>基本的な取組の方向</u> ①自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます ②人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます ③健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます ④ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます ⑤世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます ⑥子供の意欲を高め、教師の働きがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます ⑦大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します <u>施策を展開するに当たって</u> ①社会全体で取り組む ②多様性を尊重する ③SDGs の考えに基づいた活動であること ④ICT の活用を推進する ⑤全てのライフステージで、切れ目のない活動を行う
名古屋市	第4期名古屋市教育振興基本計画 (R6～R10) <u>目指したい子どもの姿</u> ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける <u>重視したい学びの姿</u> 自分に合ったペースや方法で学ぶ／多様な人と学び合う／夢中で探究する <u>5つの基本的方向</u> ①子どもが自律して学び続け、持続可能な社会の創り手となるよう、子ども中心の学びを進めます ②子ども一人一人が幸福や生きがいを感じられるよう、誰一人取り残すことなく、学校・家庭・地域などが連携して子どもの育ちを支えます ③子どもが安心して安全に学べるよう、良好な教育環境を整備します ④市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて学び、活躍できる環境を整えるとともに、名古屋の魅力を創造・発信します ⑤教育デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進します

豊 橋 市	第2次豊橋市教育振興基本計画（R3～R12） <u>政策の体系</u> ・学校教育の推進 ・生涯学習の推進 ・子育て支援・児童福祉の充実 ・子ども・若者の健全育成 ・科学教育の推進 ・美術の振興と歴史文化の継承
岡 崎 市	岡崎市学校教育等推進計画（R3～R7） <u>基本目標</u> ①未来を生きる資質・能力を育成する魅力ある教育を推進する ②子どもの多様性や特性を認め、可能性を伸ばす教育を推進する ③岡崎の人・もの・ことを生かした特色ある教育を推進する ④教職員が生き生きと働くことができる働き方改革を推進する ⑤持続発展可能な教育を実現する学校教育環境を整備する ⑥家庭、地域、学校との連携・協働を推進する <u>重点的に取り組む事項</u> ・学び方改革の推進 ・子どもの可能性を伸ばす教育の推進 ・教育の情報化の推進 ・教職員の働き方改革の推進と教職員の育成 ・学校施設等の効率的な整備と有効活用 ・学校と地域の連携・協働を推進する仕組みの構築
一 宮 市	一宮市学校教育推進プラン（R6～R8） <u>めざす子ども像</u> ・未来を拓く子ども <u>4つのプランを実現するための具体的な取組</u> Plan1 確かな学力育成プラン Plan2 豊かな心育成プラン Plan3 健やかな体育成プラン Plan4 信頼される学校づくりプラン
岐 阜 市	第4期岐阜市教育振興基本計画（R5～R9） <u>大切にしたい姿</u> ・自分らしく学び深める中で、自らの可能性と未来を拓く力を育む <u>基本目標</u> ①一人ひとりのよさが輝き、互いに認め合う心を育む教育 ②主体的かつ協働的な学びを通じて、未来への礎となる力を育てる教育 ③その子らしさを生かし、可能性を伸ばす教育 ④このまちと人から「生きる」を学び、社会参画する力を培う教育 ⑤子どもに深く向き合う、あたたかさで働きがいにあふれる学校・園づくり ⑥新しい時代の学びにつながる、教育システムの整備 ⑦子どもも大人も共に学び支え合う、家庭・地域の教育力の向上

①9 他自治体の教育大綱

愛 知 県	愛知の教育に関する大綱（2021 年度～2025 年度） <u>策定の趣旨</u> 地方公共団体における教育行政については、地方公共団体の長が責任を持ち、大きな目標や方針を提示するとともに、教育委員会と役割分担をしながら、教育の振興を図っていくことが必要です。 教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、子供たちが時代を生き抜いていくためには、「生きる力」の基礎となる確かな学力、道徳・倫理性、健やかな体を育成していくことが重要です。 一方で、どんな事態が生じた際にも、子供たちの学びを保障できる教育体制づくりや I C T を活用した教育、教員の働き方改革などについても、重点的に取り組む必要があります。 新たな大綱のもと、「日本一元気で、全ての人が輝く愛知」の実現をめざして、未来の愛知の担い手となる人の育成に取り組んでいきます。 <u>基本理念</u> 「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。 <u>基本的な取組の方向</u> ①自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます ②人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます ③健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます ④ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます ⑤世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます ⑥子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます ⑦大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します
名古屋市	ナゴヤ子ども応援大綱 ～日本で一番子どもを応援し、一人の子どもも死なないマチ ナゴヤ～ <u>「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づく支援を推進！</u> ・「一人ひとりの人生の基盤としての理念」～あなたもわたしも「いま、ここ」にいたいと思える場をつくる～ <u>「権利ある主体」である一人ひとりの人間</u> ・子どもも大人もすべての人がそれぞれの「生（いのち）」を全うする、権利ある主体者です。

	・すべての人の「生」が尊重され、生きられる社会にむけて、一人ひとりの権利を保障します。 <u>「いる」ことができるコミュニティ</u> ・一人ひとりが「人」とのつながりを感じられるよう、継続的で応答的な関係をつくれます。 ・一人ひとりが未来につながる体験をし、「いる」ことができるコミュニティを実現します。 <u>一人ひとりがいられる居場所づくり</u> ・つながりのなかで「いる」ことが実感できる居場所をつくれます。 ・「あなた」が「いま、ここ」にいたいと思える環境づくりに関わるのは「わたし」たち一人ひとりです。 <u>教員に加え、子どもを守る専門家の学校への配置を推進し、人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え・学ぶ環境づくりを推進！</u> ・学校は子どもを守るところであり、福祉的な役割があることを確認します。 また、学業不振で悩む子どもたちが、幸せを感じ、将来の針路に希望を持つことができるよう応援します。そのための組織の位置づけ、専門職（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど）や専任支援教員の確保を行い、子どもを守るための予算は惜しみません。また、高校入試改革にも取り組みます。 ・常勤の総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと、スクールセクレタリー、スクールポリスからなるチームで子どもを応援する日本初の仕組み「なごや子ども応援委員会」により、悩みを解決し、現在の進路にとどまらず「大きくなったら何になるの？」と一緒に考えて、将来の針路を応援します。 ・学校にキャリアの専門家の配置を推進し、人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え、自ら学ぶ環境づくりに取り組むことで、子ども一人ひとりの針路を応援します。 ・独立性が確保された第三者機関として設置した子どもの権利擁護機関と積極的に協力・連携するなど、子どもの問題に正面から全庁的に取り組みます。
豊 橋 市	豊橋市教育大綱 （※2021 年度策定） 豊橋を想い、未来を創る人を育みます ～3つのメッセージ～ ・「個性を伸ばしながら、将来の夢に向かい、たゆまぬ努力を積み重ねることのできる人」を育みます。 ・「多様な価値観を認め、豊かな心をもって、人に寄り添い、つながりを大切にできる人」を育みます。 ・「ふるさと豊橋を愛し、グローバルな視野をもちながら社会で活躍することのできる人」を育みます。
岡 崎 市	岡崎市では、「下記4計画をもって大綱に代え、教育行政における目標や基本的な方針とすること」としている。 ・岡崎市学校教育等推進計画

	・第2次岡崎市文化振興推進計画 ・岡崎市スポーツ推進計画 ・第2次岡崎市生涯学習推進計画
一宮市	一宮市教育大綱（R3～R7） わたしたちは、木曽の流れに導かれ、豊かな尾張の地で生き生きと輝いてきました。 一宮市は、だれもが、この地に生きる誇りと喜びを持ち、一人ひとりの個性を生かし、互いが響きあえる教育を進めてまいります。そして、すべての子どもが、のびやかに夢を育て、希望を紡ぎ、未来を織りなすことができる「教育のまち 一宮」をめざします。 <u>目標</u> 知 世界の変化に対応できる確かな学力を身につけ、未来を拓く力を伸ばします 徳 思いやりの心を持って互いを認め合い、自律する力と豊かな人間性を育てます 体 生涯を通じて生き生きと過ごすことができる 健やかな体をつくります <u>実施方針</u> ①個に応じたきめ細やかな指導を充実し、多様な学びの機会をつくります ②これまでの知識や資料から新たな価値を見出し、社会の変化に適応する知恵をはぐくみます ③この地でつちかわれた伝統や産業を知り、一宮を誇りに思う心を育てます ④地域や学校の枠を越えて協力し、さまざまな考えや文化を理解する場の充実を図ります ⑤楽しみながら幅広い体験ができ、生涯学べるように、ソフトとハードの両面を整えます
岐阜市	岐阜市教育大綱（※2020年12月更新） <u>基本方針</u> 学校・家庭・地域の誰かが生命の尊厳を理解し、互いに心を開く対話を重ね、一人ひとりが価値ある大切な存在として互いに認め合う教育を推進する <u>基本方針に基づくそれぞれの目指す姿</u> <u>目指す子どもの姿</u> すべての子どもが安全・安心な環境の中で、他者との協働・信頼を通し、自己を認識し、自らの選択と行動によって 幸せな未来をつくり出せる力を育む <u>目指す学校・教職員の姿</u> 教職員が高い専門性を発揮しつつ、チームとして子どもと向き合い続け、子どもも教職員もいきいきとチャレンジできる 信頼感に支えられた温かい対話と空間のある学校をつくる <u>目指す家庭・地域の姿</u> 保護者や地域住民がコミュニティ・スクールなどの多様な地域資源を活かし、大人も子どもも学び・語り・支え合う、持続可能な教育のまちを創造する